別記第３号様式（第３条関係）

登録番号　指令　生衛毒劇　市第６７５号

毒物劇物一般販売業登録票

氏名（法人にあつては、その名称）　株式会社キシヤ

営業所又は店舗の所在地　　鹿児島市新栄町２０番２４号

営業所又は店舗の名称　　株式会社キシヤ　鹿児島支店

毒物及び劇物取締法第４条の規定により登録を受けた毒物劇物の一般販売業者であることを証明する。

令和６年１２月２７日

鹿児島市保健所長　　新小田　雄一

鹿児島市保健所長印

条件　　毒物・劇物を直接取り扱わない販売等に限る。

有効期間　　令和４年１０月１日から
令和１０年９月３０日まで

次期更新申請期限　　令和１０年８月３０日まで

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して３か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。